

# 原動機付自転車改造申告書

標 識 番 号	小平市	車 名	
車 台 番 号			
①排気量変更		排気量	ボア径 (A)      ストローク (B)
	変更前	cc	mm      mm
	変更後	cc	mm      mm
	排気量計算式 = (ボア径 × ボア径 ÷ 4) × 3.14 × ストローク = ( (A) × (A) ÷ 4 ) × 3.14 × (B) = _____ mm <sup>3</sup>		
②ミニカー (50cc以下)	輪距 _____ cm      ⇒      _____ cm ※輪距を確認することができる写真 (メジャーを添えた写真) を添付してください。		
③特定小型原 動機付自転車	長さ 幅 最高速度		
使用部品のメーカー及び購入先	※改造に使用した部品の領収書又は箱のコピーを添付してください。		
改造経緯及び理由			
年 月 日			
本改造については、交通安全上問題がないことを証明します。			
所在地 _____ 改造 (作業) 責任者 _____ 電話 _____			
小平市長 私所有の原動機付自転車を上記のとおり改造しましたので、申告します。 なお、裏面の「注意点」を確認し、当該車両により発生した一切の責任を私が負うことを誓約します。 年 月 日 (所有者) 住所 _____ 氏名 _____ 電話 _____			

# 原動機付自転車の改造申告について

原動機付自転車を改造し、排気量のアップ（ダウン）又は輪距の変更等をしたことにより、車両種別が変更になった場合については、通常の申請書類に、この改造申告書及び必要書類を添付して、改造の申告をしていただく必要があります。

## 改造に必要な書類

- (1) 現在のナンバープレート
- (2) 標識交付証明書
- (3) 軽自動車税廃車申告書兼標識返納書
- (4) 軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書
- (5) 本人確認書類（運転免許証等）
- (6) 改造内容が分かる書類（下記のとおり）

## 改造内容が分かる書類

- (1) 専門業者に頼んだ場合  
業者の作成した改造証明書（記載内容は「原動機付自転車改造申告書」と同等のもの）
- (2) 自分で改造した場合  
原動機付自転車改造申告書

## 注意点

「原動機付自転車改造申告書」に基づき標識の交付を行いますが、これは税率の区分が変更になったことによるものです。

今回の改造については、走行性や、安全性を市が保障するものではなく、国土交通省で定める型式認定番号から外れますのでご注意ください。

また、改造等を偽って申告した場合は、地方税法第463条の20の規定に違反し、罰せられます。なお、道路交通法、道路運送車両法等の扱いについてもご本人の責任で行ってください。

地方税法第463条の20（種別割に係る虚偽の申告等に関する罪）

（略）申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をしたものは、30万円以下の罰金に処する。

問い合わせ先 小平市市民部税務課庶務担当

電話番号 042-346-9521（直通）